

2021年10月11日 鳩ヶ谷市を川口市に編入合併して10年

日本国憲法に基づく 本来の地方自治体を目指すとき

旧鳩ヶ谷市は川口市への合併を掲げた市長・議長の連名で、川口市に対して申し入れ、両市で任意合併協議会、法定合併協議会を行い、2011年の10月11日に鳩ヶ谷市を川口市に編入する合併がされました。

当時人口6万人の鳩ヶ谷市と合併し、現在川口市は人口60万人もの市となっています。60万人で1人の市長、14450人に対して1人しか市議会議員がいない現状で、水道料金の問題、東川口行政センターの建設問題、再開発手法による美術館建設問題など住民合意が不十分なまま市政が進められています。

日本共産党川口市議団は一貫して ①住民のくらしや市政に関する重要な行政課題の決定に際し、住民への情報提供はもとより、課題別検討会など住民参加・住民合意による民主的な市政運営に努めること。②市内10地区に歴史・文化・まちづくり・各地区の地勢を生かした地域・まちづくりを市民とともに計画・推進すること。そのための市民検討会と地区別懇談会等を直ちに設けることなどを川口市に対して求めています。

そもそも、日本国憲法が誕生する以前には地方自治が確立しておらず、天皇主権のもと中央集権体制の中、戦争への道へ進むことを加速させました。戦後、日本国憲法では基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を柱に、それらを保障するうえでも地方自治が打ち立てられました。地方自治法では地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを柱に据えています。しかし、財界の意向を受けた政府は、地方交付税の算定特例や合併特例債、そしてその期限を設けて市町村合併を推し進めてきました。全国各地で地方自治体が大きくなりすぎたことから住民の声が届かず、一方で大きくなった予算をもとに大型開発に突き進み、本来の地方自治体の姿を歪める事態が起きています。

川口市は、さらなる発展をめざし、主権者である市民が考え、決定し、責任を負う真に住民が主人公のまちづくりを進め、ひとりひとりの個人の尊厳を大切にする日本国憲法に基づく本来の地方自治体を目指すときではないでしょうか。



2021年10月17日 No.1628

日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

地震災害への備えを

10月7日に起きた地震で被害に遭われたみなさんに、改めてお見舞い申し上げます。市内では、道路冠水、水道管破裂による水もれ、濁り水の発生、家の食器棚から食器が落ちて床に散乱したなどの被害もありました。

党市議団は減災対策の必要性を訴え補助制度の拡充を求めています。以下、制度を紹介します。

●既存建築物耐震診断補助金・住宅の耐震改修補助金制度

【対象となる建築物】

戸建て住宅・共同住宅等（分譲マンションも含む）

※昭和56年(1981年)5月31日以前に工事に着手し、建築されたもの

【補助額】

戸建て住宅：耐震診断／費用の3分の2相当額、6万5千円を限度

耐震改修／費用の23パーセント相当額、40万円を限度

共同住宅等（分譲マンションも含む）：耐震診断／費用の3分の2に相当額、一戸当たり5万円を限度。耐震改修／費用の23パーセント相当額、1戸当たり30万円を限度。（但し、300万円を超えるときは、300万円を限度）

●既存ブロック塀等安全対策補助事業

【補助対象ブロック塀等】（以下の全てを満たすこと）

- ①通学路 ※1に面したものであること。
- ②高さ60cmを超え、亀裂、傾き等により倒壊の恐れがあること。
- ③国又は地方公共団体が所有していないこと。

※1 通学路とは学校長が定める児童生徒が小学校又は中学校へ通う道をいう。

【補助額】

撤去工事：補助対象経費の2/3又は30万円

改修工事：補助対象経費の2/3又は20万円

詳しくは、建築安全課 建築指導係 242-6344 建築調査係 242-6367まで

●埼玉県家具固定サポーター制度 [問い合わせ] 県危機管理課048-830-8148

埼玉県は、建設業団体と連携し、「家具固定サポーター制度」を実施しています。家具等の固定を専門家に依頼したい方に対し、相談及び見積り（無償）、施工（有償）を安心して依頼できる環境を提供しています。

「選挙に行こう!」 川口駅東口でひとことアピール

10月9日(土)午後2時に川口駅東口で、「選挙に行こう!」ひとことアピール及びスタンディングが川口革新懇主催で行われ、日本共産党川口市議団も参加しました。当日は20を超える市民団体のの方々が集まって、それぞれの主張をプラカードや横断幕を使ってチラシなどを配り、リレートーク(一人約3分)を行いました。



この間「労働者の賃金他国に抜かれている」や「年金が削られて生活に困っている」「奨学金がほとんどローンと同じで、返済に40年もかかったり、破産する人もいる」「コロナ禍で、教職員はじめスタッフが非常に多忙であり、児童生徒に目が届く少人数学級を早急に進めてほしい」など「政治とは市民の生活に直結していて社会のあり方を選挙によって変えることも出来る」ことなどがアピールされました。

緊急事態宣言が解除されたこともあり、人通りが多く立ち止まって話を聞いていく方も多く、有権者として今度の総選挙では間違いなく投票所に行くし、候補者をしっかり見極めたいとの声もありました。

ここ数年の国政選挙、地方選挙では、全国的に投票率の著しい低下が起こっており、原因については様々な議論が交わされています。しかし、政治は自分たちの暮らしに直接影響を与えるから、より政治に関心をもって投票することが大事であるという意識を、みんなで共有していくことが必要であると改めて感じた一日でした。

投票所に行くのが困難な方が 投票を行うためには

10月19日(火)公示、31日(日)投開票の衆議院総選挙が行われます。今回の総選挙は「コロナ禍での日本の行く末を考え、大事な1票を投じる」選挙となります。そこで、「投票所に行くのが困難な方が投票を行うために」様々な制度(不在者投票、特例郵便等投票など)があることをご報告致します。

- ① 入院などをしている方・・・県が指定する施設に入院(入所)されている方で歩行が困難な方などは、その施設で不在者投票が出来ます。(施設にご確認下さい)
- ② 市外に滞在中の方・・・投票期間(期日前～投票日)に市内に滞在していない方は、「不在者投票宣誓書兼請求書」により滞在地の市町村で不在者投票が出来ます。

【郵便投票】

- ① 身体障害者手帳を所持している方・・・両下肢・体幹・移動機能の障害程度が1級または2級の方。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害程度が1級もしくは2級の方。免疫・肝臓の障害程度が1級～3級の方。
- ② 戦傷病者手帳を所持している方・・・両下肢・体幹の障害程度が特別項症～第2項症までの方。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害程度が特別項症～第3項症までの方。
- ③ 介護保険の被保険者証を所持しており、要介護度5の方。
- 新型コロナウイルス感染症で自宅療養又は宿泊療養している方・・・投票期間に外出自粛要請又は隔離・停留の措置となっている場合、郵便等により不在者投票が出来ます。(濃厚接触の方は、制度に該当しないため投票所等で感染防止対策をして投票することになります。)

詳しくは選挙管理委員会
(☎ 048-259-7941又は7942)
にお問い合わせ下さい。